インボイス制度

～　応用編　～

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

（令和８年５月）

○　インボイス制度における請求書及び帳簿

請求書等の記載

＞　インボイス記載事項とイメージ

【記載事項】
① 請求書発行者の氏名又は名称
② **登録番号**　《課税事業者のみ登録可》
③ 取引年月日
④ 取引の内容（軽減税率対象の場合、その旨）
⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額
⑥ **適用税率**
⑦ **消費税額**
⑧ 請求書受領者の氏名又は名称

請求書

○○㈱御中

㈱△△（T 1234…）

●年■月分　請求金額　43,600円

■月１日　割りばし　550円
■月３日　牛　肉　※　5,400円

合計　43,600円

10%対象 22,000円 内税 2,000円
８%対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

・ 小売店など**不特定多数の者**を相手方とする事業では、**簡易インボイス発行可能**（⑧宛名不要・⑥⑦税率か税額のどちらかでよい）

・ **複数の書類**で記載事項を満たすことも可能

・ 買手である**課税事業者**の求めに応じて交付義務が生じます

帳簿の記帳

＞　インボイス制度後における**帳簿**については、基本的に区分記載請求書等保存方式から**変更はありません**

【税込経理】

総勘定元帳（仕入れ）				(株)○○
月日		摘要	借方	貸方
11	2	(株)△△　雑貨	22,000	
11	2	(株)△△　食料品　※	21,600	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象

【記載事項】
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
④ 対価の額

【税抜経理】

総勘定元帳（仕入れ）				(株)○○
月日		摘要	借方	貸方
11	2	(株)△△　雑貨	20,000	
		（仮払消費税等）	（2,000）	
11	2	(株)△△　食料品　※	20,000	
		（仮払消費税等）	（1,600）	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象

○　消費税額等の端数処理①（基本ルール）

端数処理のルール

- インボイスの記載事項である「**消費税額等**」は、**１円未満の端数**が生じる可能性があります
- そうした端数については、「**１インボイス当たり税率ごとにそれぞれ１回**」というルールに従って処理する必要があります

対価の額	税率	消費税額
11,345	10％	1,134
12,549	10％	1,254
9,987	８％	798
12,345	８％	987
計 23,894	10％	2,388
計 22,332	８％	1,785

明細行ごとに消費税額を算出し端数処理

⇒　算出した消費税額を足し算

必要に応じて
システム対応

対価の額	税率	消費税額
11,345	10％	1,134
12,549	10％	1,254
9,987	８％	798
12,345	８％	987
計 23,894	10％	2,389
計 22,332	８％	1,786

⇒　税率ごとの対価の額の合計額に税率を乗じて算出

税抜価額	税率	税額	税込価額
11,345	10％	1,134	12,479
12,549	10％	1,254	13,803
9,987	８％	798	10,785
12,345	８％	987	13,332
税込計 26,282	10％	税 2,389	
税込計 24,117	８％	税 1,786	

税込価額の算出に係る端数処理は自由

⇒　税率ごとの税込価額の合計額に10/110 or 8/108を乗じて算出

○　消費税額等の端数処理②（複数書類の場合）

相互の書類を一体としてインボイスとする場合

①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A：9円＋納品書B：9円＝**18円**

インボイス ○(※)　保存義務 買手：○ 売手：○

納品書

○株式会社　御中　　HO. 7. 5　No.A

品名	税抜金額
かんづめa1※	35
かんづめa2※	35
発泡酒	46

	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	8%	5	75
10%対象合計	10%	4	50

1インボイスにつき、税率ごと端数処理１回

※は軽減税率対象品目

■株式会社

インボイス ○(※)　保存義務 買手：○ 売手：○

納品書

○株式会社　御中　　HO. 7. 20　No.B

品名	税抜金額
かんづめb1※	35
かんづめb2※	35
発泡酒	46

	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	8%	5	75
10%対象合計	10%	4	50

1インボイスにつき、税率ごと端数処理１回

※は軽減税率対象品目

■株式会社

インボイス ○(※)　保存義務 買手：○ 売手：○

請求書

○株式会社　御中　　HO. 7. 31

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額　：　250　（税込金額）

（内訳）納品書No.A、納品書No.B

登録番号：T1234…

■株式会社

②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書：**20円**

インボイス ○(※)　保存義務 買手：○ 売手：○

納品書

○株式会社　御中　　HO. 7. 5　No.A

品名	税抜金額
かんづめa1※	35
かんづめa2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目

■株式会社

インボイス ○(※)　保存義務 買手：○ 売手：○

納品書

○株式会社　御中　　HO. 7. 20　No.B

品名	税抜金額
かんづめb1※	35
かんづめb2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目

■株式会社

インボイス ○(※)　保存義務 買手：○ 売手：○

請求書

○株式会社　御中　　HO. 7. 31

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額　：　252　（税込金額）

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	140	8%	11	151
10%対象合計	92	10%	9	101

（内訳）納品書No.A、納品書No.B

登録番号：T1234…

■株式会社

1インボイスにつき、税率ごと端数処理１回

※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする

（注）各書類中、**太文字（ゴシック体）**がインボイス「記載事項」を示す。

○　インボイスの特殊な交付方法

インボイスの特殊な交付方法

＞　売手と買手の間に媒介者がいる場合のインボイスの交付方法は、直接交付・代理交付・媒介者交付特例という３つのパターンが存在します（赤点線の者はインボイス発行事業者である必要）

○　立替金精算書

立替金精算書の交付方法

> 取引先に経費を立替払してもらった場合、“取引先名”の宛名のインボイスの保存では控除不可であり、取引先が作成した「**立替金精算書**」により、**自身の仕入れであることを明確に**する必要

> ただし、仕入先や経費の負担者が大量でコピーが困難などの事情がある場合、取引先名の**インボイスを取引先において保存**し、自社は「**立替金精算書**」**のみの保存**をもって仕入税額控除を行うことも認められます

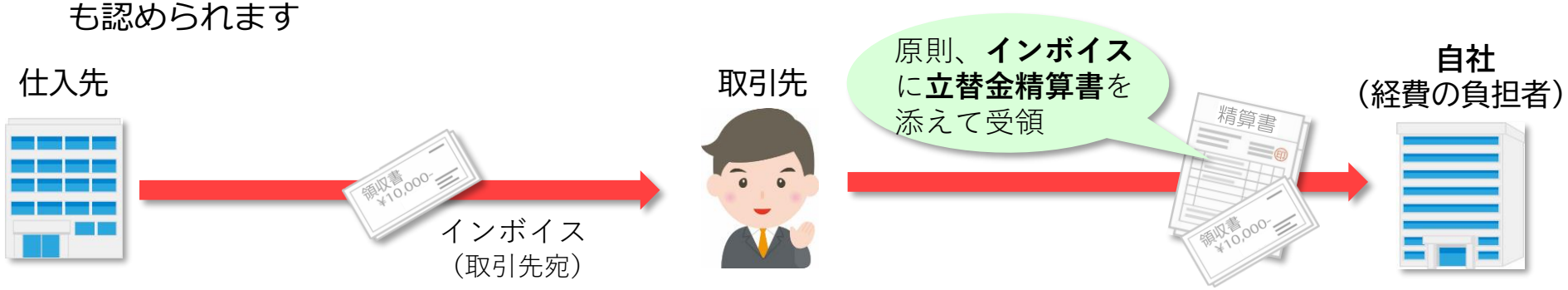

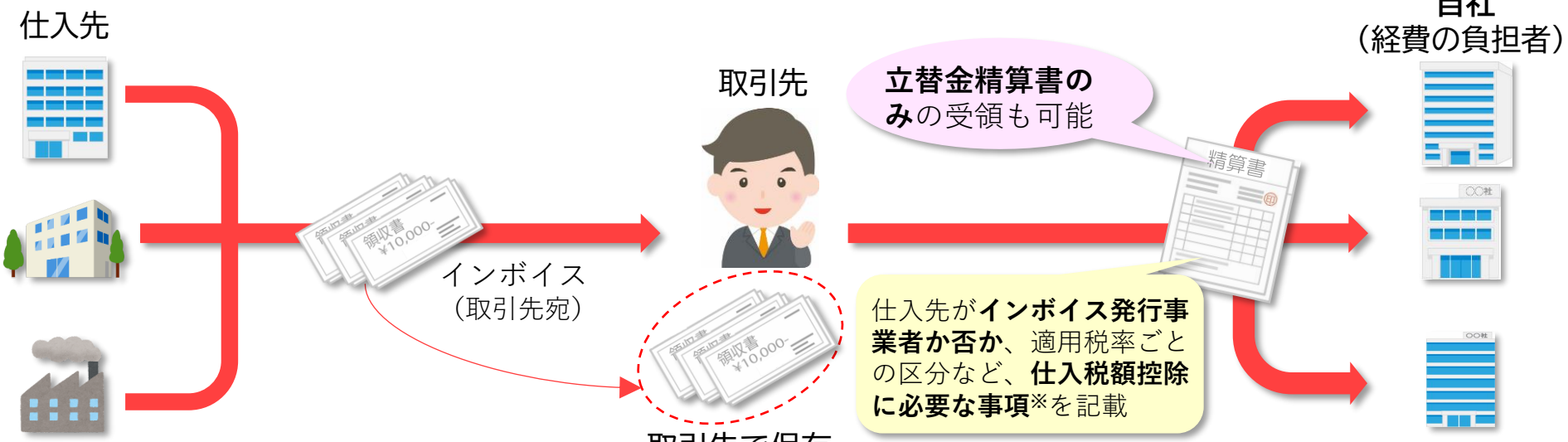

※　仕入先の氏名名称･登録番号も確認できるようにしておく必要

○　消費税額等の端数処理③（パターン別）

インボイスの端数処理パターン

＞　１枚の書類にインボイスと媒介者交付インボイス、代理交付、複数社の支払先に係る立替金精算書など**複数の書類の内容**を**まとめて記載**することも可能

＞　その際の、消費税額等の端数処理は、**まとめて計算していい場合**と**そうでない場合**があります

インボイス　×　媒介者交付インボイス
（自身の売上と他者の売上が混在）

対価の額	税率	税額
11,345	10％	1,134
9,987	８％	798
媒 12,549	10％	1,254
媒 12,345	８％	987
計 23,894 ➡	10％ ➡	2,389
計 22,332 ➡	８％ ➡	1,786

⇒　まとめて端数処理してOK
（分けて計算することも可能）

インボイス　×　代理交付
（自身の売上と他者の売上が混在）

	対価の額	税率	税額
当社分（T123…）	11,345 ➡	10％ ➡	1,134
	9,987 ➡	８％ ➡	798
●社分（T234…）	12,549 ➡	10％ ➡	1,254
	12,345 ➡	８％ ➡	987
~~計~~	~~23,894~~	~~10％~~	~~2,389~~
~~計~~	~~22,332~~	~~８％~~	~~1,786~~

⇒　まとめて端数処理**不可**
（**分けて計算する必要**）

複数社分の立替金精算書
（複数の仕入先分を精算）

支払先	対価の額	税率	税額
○○社	11,345	10％	1,134
△△社	12,549	10％	1,254
◇◇社	9,987	８％	798
☆☆社	12,345	８％	987
計	23,894 ➡	10％ ➡	2,389
計	22,332 ➡	８％ ➡	1,786

⇒　まとめて端数処理してOK
（分けて計算することも可能）

○　消費税額等の端数処理④（税抜・税込が混在する場合）

請求書上、税抜・税込が混在する場合の端数処理

> インボイスに記載する消費税額等は、「１インボイス当たり税率ごとに１回」とされています。
> そのため、**税抜商品**と**税込商品**が混在する場合には、**どちらかに統一して計算**するのが基本です。

税込化するパターン

① 116円（**税抜**）
② 100円（税込）

【**税込化**して合計】
①：116円×1.1＝**127.6**
①＋②＝**227.6**円（税込）

【消費税額】
A　227.6×10/110＝20.69…
⇒ 20円 or 21円 ☆

B・227×10/110＝20.63…
★　OR
・228×10/110＝20.72…
⇒ 20円 or 21円 ☆

税抜化するパターン※

① 100円（税抜）
② 100円（**税込**）

【**税抜化**して合計】
②：100円×100/110＝90.90…
①＋②＝**190.90…**円（税抜）

【消費税額】
A　190.90…×10%＝19.09…
⇒ 19円 or 20円 ☆

B・190×10%＝19
★　OR
・191×10%＝19.1
⇒ 19円 or 20円 ☆

ポイント

☆の段階で「**端数処理**」１回

インボイスに記載すべき消費税額等の計算※において１円未満の端数が生じた場合、「端数処理」を行います。

※　税抜価額×10%（8%）
　　税込価額×10/110（8/108）

★での端数処理は「対価の額（税込・税抜）」の計算（＝**値決め**）であり、消費税法上の**「端数処理」ではありません**

※ たばこなど法令等で“税込み”の小売定価が定められている商品等は、税抜化せずに消費税額を算出して差し支えありません。

○　インボイス制度における税額計算方法

税額計算

> インボイス制度においては、売上げに係る消費税額・仕入れに係る消費税額ともに、インボイス（インボイスの写し）に記載された「**消費税額等**」の**積上げ計算**も認められます

> ただし、**売上げに係る消費税額を積上げ計算**する場合、**仕入れに係る消費税額についても積上げ計算**することが求められます

売上げに係る消費税額	仕入れに係る消費税額
割戻し計算 税率の異なるごとに区分して合計した課税標準額（税抜） ×7.8/100（軽減対象：6.24/100）	**インボイス積上げ計算** インボイスに記載された消費税額の合計額 ×78/100
	帳簿積上げ計算 帳簿に記載した消費税相当額※×78/100 ※　端数は切捨て又は四捨五入
積上げ計算 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額×78/100	**割戻し計算** 税率の異なるごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額（税込） ×7.8/110（軽減対象：6.24/108）

選択不可

※　売上げに係る消費税額は、割戻し計算と積上げ計算の併用が可能だが、その場合も、仕入れに係る消費税額につき割戻し計算は不可

○　仮払消費税等の額の経理方法

インボイス発行事業者以外の者からの仕入れ

＞　インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて、経過措置（「80%控除」・「7・5・3割控除」）の対象となることを踏まえ、**税抜経理を行う事業者**においては、インボイス制度導入前の仮払消費税等の額の**80%・70%・50%・30%相当額を仮払消費税等の額**とし、**残額を仕入れ等の価額**として所得税や法人税の所得金額の計算を行うのが原則（**簡易課税制度**や**２割特例・３割特例の適用がある事業者も同様**）です。

総勘定元帳（仕入れ）			㈱○○
月	日	摘要（経過措置の対象である旨※1）	借方
9	3	㈱◇◇　雑貨　**80%対象**	30,600
		（仮払消費税等）	(2,400)

税込価額：33,000円
仕入れ：30,600円
仮払消費税：　2,400円
差額（仮払消費税の20%分）を本体価額に算入
×10/110
×80%

※１　**簡易課税制度や２割特例・３割特例の適用がある事業者**については、消費税の計算上、経過措置の適用はないため、**「経過措置の対象である旨」の記載は不要**

＞　加えて、以下の方法も認められます。

全事業者
仮払消費税等を計上しない方法

総勘定元帳（仕入れ）			㈱○○
月	日	摘要（経過措置の対象である旨※2）	借方
9	3	㈱◇◇　雑貨　**80%対象**	33,000
		（仮払消費税等）	(0)

※２　仮払消費税等の計上はないものの、消費税の計算上、経過措置を適用するのであれば、「経過措置の対象である旨」の記載は**必要**（簡易課税制度や２割特例・３割特例の適用がある事業者は不要）

簡易課税・2割特例・3割特例適用者のみ
インボイス制度導入前と同様の額の仮払消費税等を計上する方法
継続適用が要件

⇒　結果、**受領した請求書等が適格請求書か否かの確認は不要**となります。

総勘定元帳（仕入れ）			㈱○○
月	日	摘要	借方
9	3	㈱◇◇　雑貨　**80%対象**	30,000
		（仮払消費税等）	(3,000)

経過措置の対象である旨は**不要**

○　インボイス制度における特例①

インボイス交付義務免除・帳簿のみ保存で仕入税額控除可能な特例

＞　事業の性質上、インボイスを**交付することが困難**な一定のものは、**インボイスの交付義務が免除**されます。インボイスの**交付を受けることが困難**な一定の場合は、（売り手のインボイス交付義務の有無にかかわらず）買い手は一定の記載をした**帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能**となります。

＜売り手の特例＞

＜買い手の特例＞

＜適格請求書の交付義務免除＞

○　卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡

○　農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡

＜卸売市場、農協等が発行した書類の保存＞

○　卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入

＜帳簿のみ保存＞

○　１万円未満の課税仕入れ

※　基準期間の課税売上高が１億円以下など一定規模以下である事業者に限る（令和11年９月30日までの取引）

○　3万円未満の公共交通機関による旅客の運送

○　3万円未満の自動販売機による販売

○　郵便切手を対価とする郵便サービス

○　3万円未満の公共交通機関による旅客の運送

○　3万円未満の自動販売機による購入

○　郵便切手を対価とする郵便サービス

○　インボイス発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの

○　古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等

○　**従業員等に支給する出張旅費等**

下３つは、売り手のインボイス交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

次ページへ

○　インボイス制度における特例②（出張旅費等特例）

出張旅費等特例

> 従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当等（以下「出張旅費等」という。）のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存による仕入税額控除が可能。

> この点、出張旅費等に係る**社内規程や基準の有無にかかわらず**、また、**概算払いによるものか、実費精算によるものかにかかわらず、通常必要であると認められる部分※は特例の対象**となります。

※　「通常必要であると認められる部分の金額」は、所得税基本通達9-3《非課税とされる旅費の範囲》の例により判定する（＝所得税が非課税の範囲で特例の対象となる）。なお、「通常必要であると認められる部分の金額」を超える部分は使用人等に対する「給与」として、仕入税額控除の対象外となります。

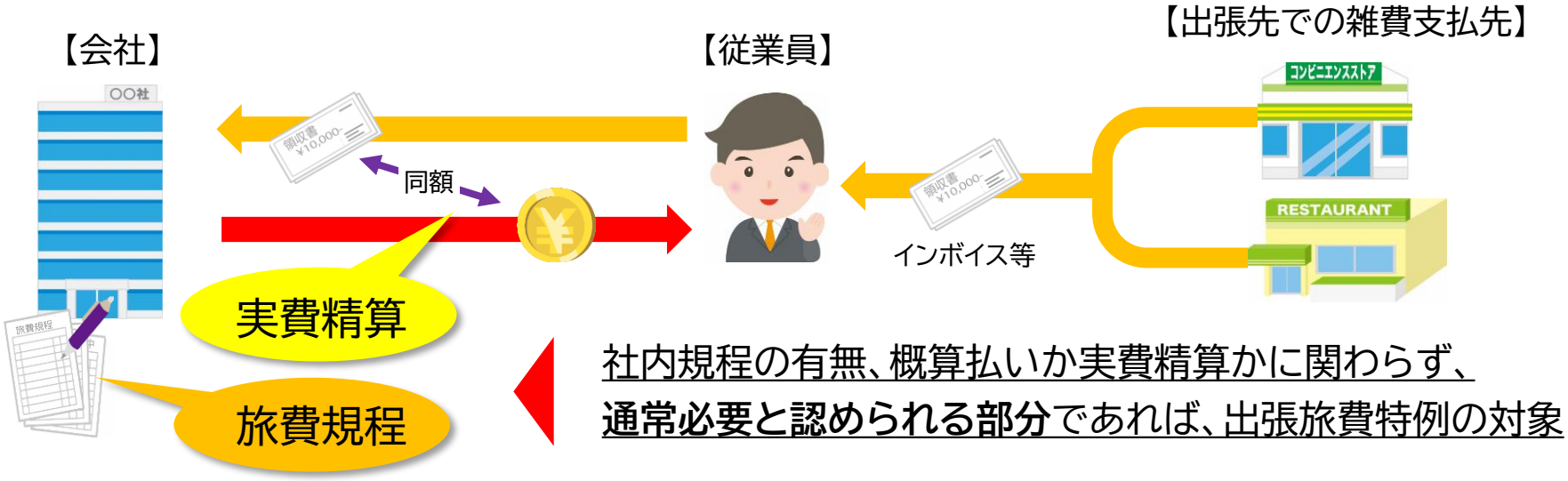

【ケース①】 社内規程で、「1回の旅行当たり3,000円」とある一方、所得税非課税の範囲は10,000円と認められる場合に、8,000円支給した　⇒　8,000円が特例対象となります。

【ケース②】 何らの規定もないが、社員が出張にかかった交通費10,000円を実費で請求してきたので、支払った　⇒　10,000円が通常必要と認められるのであれば、特例対象となります(注)。

（注）実費精算が用務先に直接支払っているものと同視しうる場合、通常必要と認められる範囲か否かに関わらず、インボイスの保存により仕入税額控除が可能。その場合、3万円未満の公共交通機関など、他の特例の対象になるものであれば、帳簿のみの保存で仕入税額控除可能

○　特例を受ける場合の帳簿の記載①

インボイス保存不要特例の対象取引

> インボイスの保存が不要とされる特例の対象となる仕入れについては、帳簿に「**課税仕入れの相手方の住所又は所在地**(注)」「**特例の対象となる旨**」の記載が必要となります

【税抜経理】

総勘定元帳（旅費交通費）				(株)○○
XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	2	△△タクシー	1,700	
		（仮払消費税等）	(170)	
11	2	ＪＲ東日本　運賃　◆	600	
		（仮払消費税等）	(60)	
⋮	⋮	⋮	⋮	

◆はインボイス不要特例（公共交通機関特例）対象

【記載事項】

① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
④ 対価の額
⑤ **課税仕入れの相手方の住所又は所在地**(注)
⑥ **特例の対象となる旨**

（注）国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

⇒　公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者に当たるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要となります

○　特例を受ける場合の帳簿の記載②

インボイス保存不要特例の対象取引（帳簿記載）

○　帳簿への住所等記載不要

一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる取引については、基本的に、**帳簿へ取引の相手方の住所等の記載が必要**ですが、**以下①～⑧に掲げる仕入れについてはその記載が不要**となっています。

※　②～④については、棚卸資産に係る課税仕入れに限る

① 簡易インボイスに係る事項（取引年月日を除く）が記載された入場券等が、使用の際に回収される課税仕入れ（３万円未満のものに限る）
② 以下の課税仕入れで、業法上の帳簿に相手方の氏名又は住所を記載することとされているもの以外のもの
　⑴ 古物商が、インボイス発行事業者以外の者から買い受ける古物
　⑵ 質屋が、インボイス発行事業者以外の者から流質により所有権を取得した質物
　⑶ 宅建業者が、インボイス発行事業者以外の者から買い受けた建物
③ 特定金属くず買受業者が、インボイス発行事業者以外の者から買い受けた特定金属くず
④ 再生資源卸売業等が、事業者以外の者から棚卸資産として買い受けた再生資源等に係る課税仕入れ
⑤ 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送に係る課税仕入れ
⑥ 通常必要であると認められる範囲で支給した出張旅費・日当・宿泊費・通勤手当等に係る課税仕入れ
⑦ 自動販売機又は自動サービス機での課税仕入れ（３万円未満のものに限る）
⑧ 郵便切手類のみを対価とする郵便の役務及び貨物の運送に係る課税仕入れ

（例）　会議の際に提供する飲料（１本150円）を自動販売機で20本（3,000円）購入した場合

総勘定元帳（会議費）

月	日	不要 摘要	借方
2	8	~~○○市~~　自販機　飲料※	3,000
⋮	⋮	⋮	⋮

ここでいう「**自販機**」という記載は「**課税仕入れの相手方の氏名又は名称**」及び「**特例の対象となる旨**」の双方を表すものとなります。

○　インボイス記載税額と帳簿の消費税等とのズレ

インボイスの端数処理ルールにより帳簿の消費税額等の記載金額にズレが生じる可能性

> インボイスに記載すべき消費税額等の額は、１インボイス当たり税率ごとに１回の端数処理というルールがある一方、税抜経理を行った場合の仮受消費税額等の計上については、消費税法上、そのタイミングも、端数処理方法にもなんらルールはないため、ズレが生じる可能性があります。

> 売上税額の**積上げ計算**を行っている場合には、ズレが生じたとしても強いて**調整する必要はない**ものの、**割戻し計算**をする場合には、**調整を行う必要**があります。

納品書
11月2日　※軽減対象
雑　　貨　1,289
飲食料品※　1,935
飲食料品※　2,561

納品書
11月21日　※軽減対象
雑　　貨　1,289
飲食料品※　1,935

請求書
株○○御中
㈱△△（Ｔ1234…）
●年11月分　請求金額　9,781円
（取引内容は納品書に記載）
10%対象 2,578円 税 258円
８%対象 6,431円 税 514円

税額は**四捨五入**

総勘定元帳（売上げ）　※は軽減税率対象　**(株)○○**

XX年 月	XX年 日	摘要	借方	貸方
11	2	雑貨		1,289
		（仮受消費税等）		**（128）**
		飲食料品　※		1,935
		（仮受消費税等）		**（154）**
		飲食料品　※		2,561
		（仮受消費税等）		**（204）**
11	21	雑貨		1,289
		（仮受消費税等）		**（128）**
		飲食料品　※		1,935
		（仮受消費税等）		**（154）**

税額は**切捨て**

標準税率税額　256
軽減対象税額　512
総　　額　9,777

割戻し計算を行う場合…

ズレの**４円**を**税率ごとに調整※**

		仮受消費税等（10%対象）		**2**
		仮受消費税等（８%対象）		**2**

※　課税期間における課税売上げに占める軽減税率と標準税率の比率で按分するなどの方法も合理的と認められます。

○　インボイス制度において特にご留意いただきたい事項（1／3）

登録通知が未達の場合の対応

Q 今年、新規開業し、期首から登録を受けるべく登録申請をしたものの、まだ通知が届きません。どのようにインボイスを交付すればいいのでしょう？

✓ 例えば、**次のような対応**が考えられます。

事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付**する

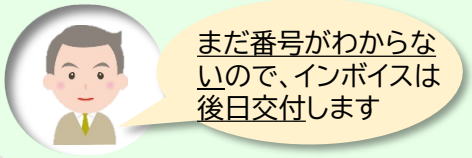

通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付しなおす**

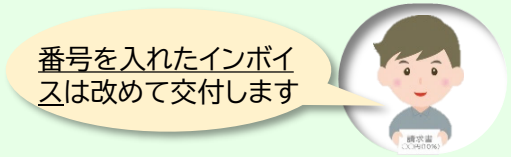

通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせ**する

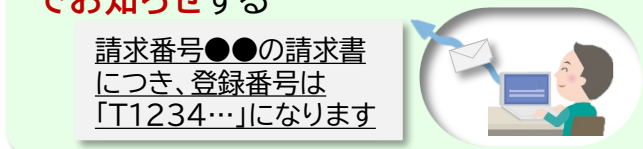

☞ **事後的な交付が困難な小売店等**は、次のような対応が可能です。

事前に**インボイスの交付が遅れる**旨を**事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせする

事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう

登録番号は『T1234…』となります。●月●日（登録通知日）までのレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、**当ページを印刷するなどの方法により、レシートと併せて保存**してください。

買手側からの電話等に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう

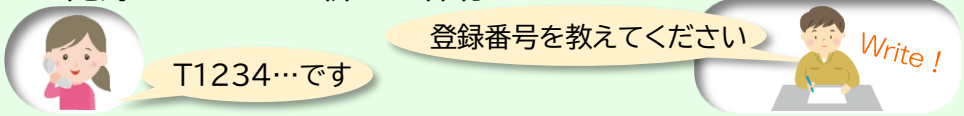

○　インボイス制度において特にご留意いただきたい事項（２／３）

インボイスの適正性の確認

Q 売手から受領したインボイスについて、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのでしょうか？

✓ **インボイスの適正性**（番号が有効かどうか）については、**事業者においてご確認**いただく必要があります。

☞ ただし、必ずしも取引の都度確認する必要はなく、**取引先の規模・関係性・取引の継続性**などを踏まえ、判断※することになります。

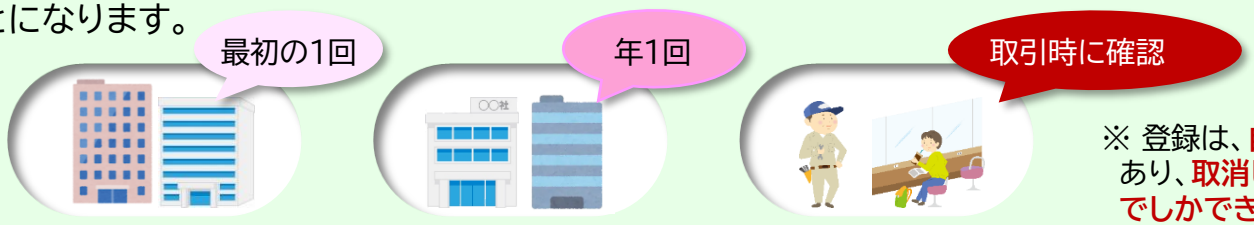

【継続的取引先（大手）】　【継続的取引先（小規模）】　【新規・単発の取引先】

※ 登録は、**自ら届出等しない限り有効**であり、**取消しも**課税期間（**原則1年**）**単位でしかできない**ため、これらも踏まえてご検討ください

Q インボイス公表サイトでの検索結果と、インボイスに記載された名称（屋号）が異なる場合はどうすればいいですか？

✓ 公表サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている番号が、「**登録番号**」として取引時点において**有効なものかを確認するために利用いただくもの**であり、その**有効性が確認できれば、一義的には正しいインボイスとして取り扱って差し支えありません**。

登録番号が有効であれば、正しいインボイスとして**仕入税額控除できる**

○　インボイス制度において特にご留意いただきたい事項（３／３）

クレジットカード利用の場合

Q クレジットカードでの仕入れは、クレジットカード利用明細書の保存でよいですか？

✓ **クレジットカード利用明細書**は、一般的にインボイス記載事項を満たす書類には該当しないため、**その保存のみで仕入税額控除はできません**。

購入時の領収書等

消費税法上の「**請求書等**」（簡易インボイス）**に該当**し、これを保存することで、**仕入税額控除できる**

クレジットカード利用明細書

従前より、クレジットカード利用明細書の保存では、**仕入税額控除できない**

☞　ただし、例えば、**少額特例の対象となる取引**や、公共交通機関特例、出張旅費等特例など、**インボイス保存不要で仕入税額控除が可能となる特例の対象となる取引**については、**クレジットカード利用明細書に基づいて**仕入税額控除に係る**処理を行ったとしても問題ありません**。

☞　また、**ETCの利用に係るクレジットカード利用明細書**は、ETC利用照会サービスからダウンロードした利用証明書（高速道路会社等ごとに任意の一取引）と合わせることで、簡易インボイスの記載事項を満たすものとなるので、その場合は、**保存が必要**になります。

ダウンロードした利用証明書（高速道路会社等ごとに任意の一取引）

クレジットカード利用明細書

これらを合わせて保存することで、**仕入税額控除できる**

○　インボイスの電磁的記録による保存（ダウンロード不要）について

電子インボイスのダウンロード不要の保存について

> 適格請求書等に係る電磁的記録（電子インボイス）の保存は、**電子帳簿保存法に準じた方法により保存する必要**があります（仕入税額控除の観点からは、書面で打ち出して保存も認められます）。

> 電子インボイスは、**ECサイトのマイページなどで税法に定める保存期間、検索可能な形※で随時確認**できるような状態であれば、**ダウンロードは不要で仕入税額控除可能**

※　電帳法上、一定の規模以下の事業者の方など、検索要件が不要とされている事業者にとっては、ECサイトにおいて検索可能となっている必要はありません。

課税仕入れに係る適格請求書は、
電磁的記録（電子インボイス）による提供・保存が可能

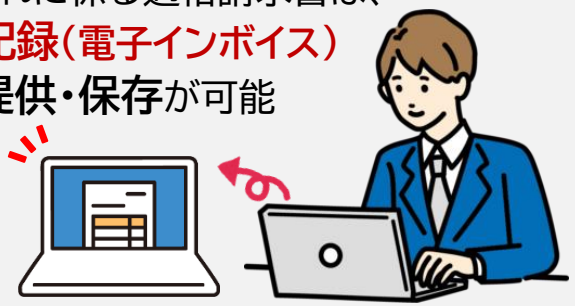

電子インボイスが、ECサイトのマイページなどで税法に定める保存期間、検索可能な形で**随時確認**できるような状態であれば、**ダウンロードは不要**となります。

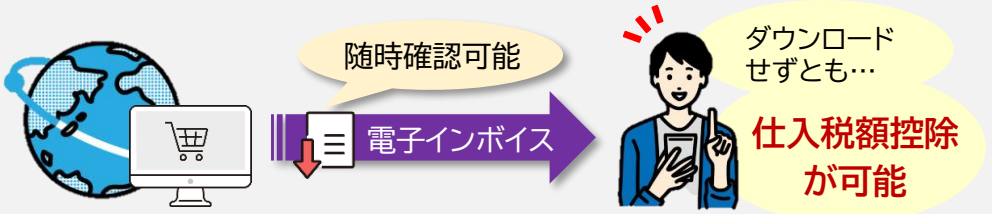

このような場合に活用可能

インボイスが電子でしか提供されない場合

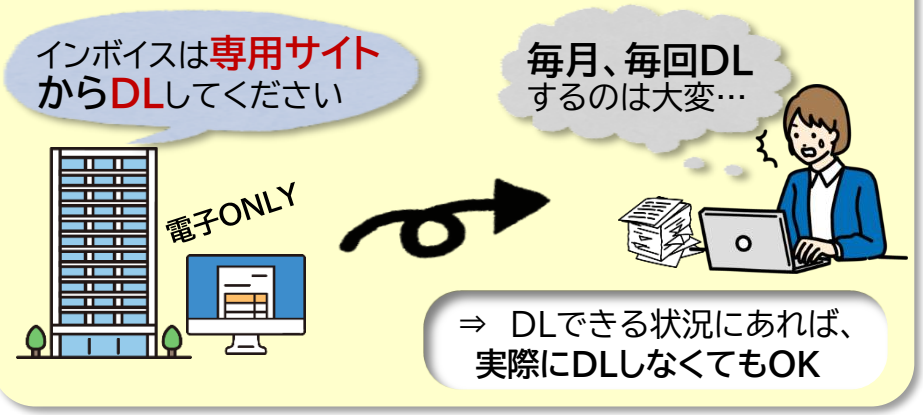

オンラインでクレジットカード決済により仕入れを行った場合

○　インボイス制度後の税務調査の運用について

令和5年8月25日　適格請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議資料より作成

○　これまでも、保存書類の**軽微な記載不備を目的とした調査は実施していない**。

・　従来から、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者を対象に重点的に実施。

○　仮に、調査等の過程で、インボイスの**記載事項の不足等の軽微なミス**を把握しても、

・　インボイスに必要な記載事項を他の書類等※で確認する、

※　相互に関連が明確な複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能。

・　修正インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を改める、

といった対応を行う。

○　まずは**制度の定着**を図ることが重要であり、**柔軟に対応**していく。

○　事業者の方に対する支援措置など

各種補助金のお知らせ

インボイス制度への対応に取り組む事業者の方へ
各種支援策があります。詳しくは、リーフレット等をご確認ください。

インボイス制度への対応に
取り組む事業者の方へ各種
支援策のご案内

その中で、インボイス制度への対応に関連する補助金として、
デジタル化・AI導入補助金があります。
これは、会計ソフトや受発注システム等の導入に対する補助金です。

「デジタル化・AI導入補助金」
でIT導入・DXによる
生産性向上を支援

対象　中小企業・小規模事業者等

補助額

- **ITツール**　～50万円（小規模事業者補助率４/５、中小企業については３/４）、50～350万円（補助率２/３）
- **PC・タブレット等**　～10万円（補助率１/２）
- **レジ・券売機等**　～20万円（補助率１/２）

補助対象　ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大２年分）、ハードウェア購入費等

※　各種補助金の最新情報は、公式ホームページ等でご確認ください。

○　事業者の方に対する支援措置など

業務や税務手続のデジタル化のメリット

＞　事業者が日頃行う事務処理をデジタル化することにより、正確性の向上や書類保存コストの低減等といったメリットがあると考えています。

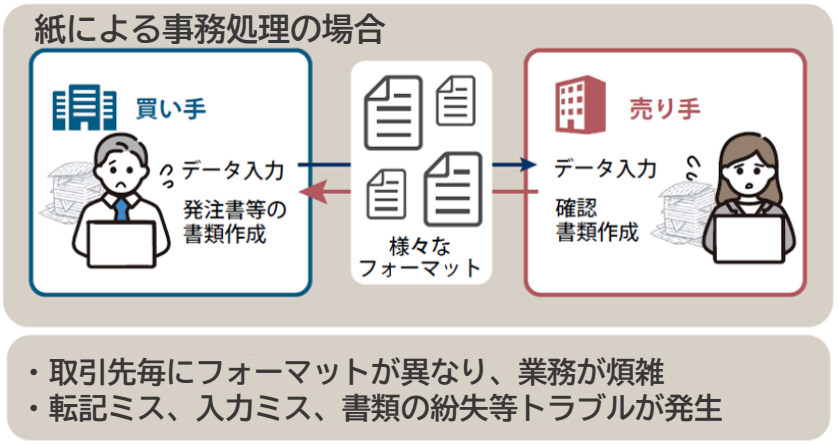

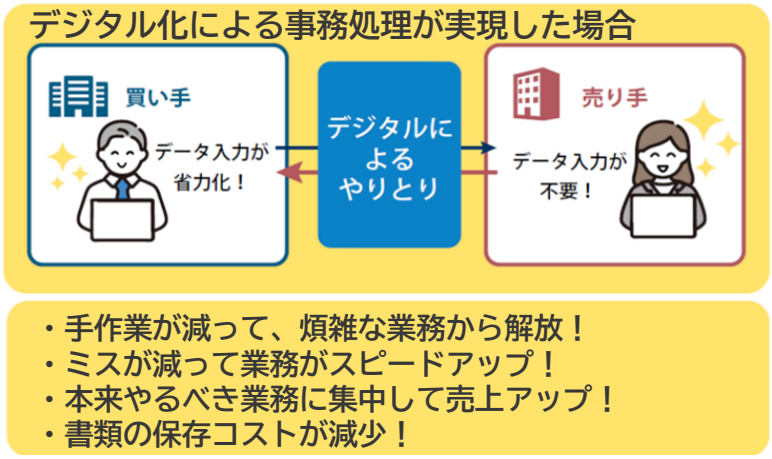

デジタル化のためには・・・

スキャナ保存やスマホ保存によるAI-OCR機能やデジタルインボイスに対応した製品の利活用が効果的です！

AI-OCR（紙のデータ化）

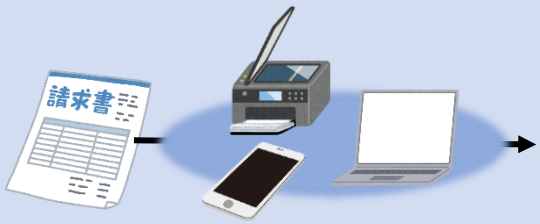

AIによるデータ読取による**自動仕訳やインボイス番号等の確認、消費税の経過措置の税額計算**等が可能！

デジタルインボイス（デジタル to デジタル）

自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで**一気通貫で自動化！**

○　インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関するお問合せ先

○　税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。

上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

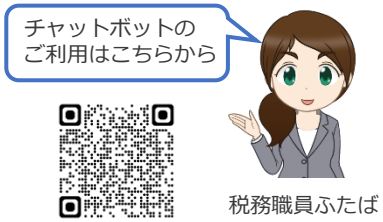

○　インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル　0120-205-553　　【受付時間】９：00～17：00（土日祝除く。）

インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※　個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「２」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。

○　インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ＨＰの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ＆Aなどを掲載しています。）。

インボイス制度特設サイトへ

※　インボイスQ&A…「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」

※　消費税の一般的な事柄及び手続については、「消費税のあらまし」等をご覧ください。

参考資料

参-１　簡易インボイスの記載事項

参-２　仕入明細書による対応

参-３　インボイス等の電磁的記録による提供

参-４　消費税の納税について

（参考１）簡易インボイスの記載事項

インボイスの記載事項

＞　インボイスに必要な記載事項は、以下のとおりです。

○　様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、インボイスに該当します。

【記載事項】

○　下線の項目が、特に留意すべき事項です。

○　不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、**簡易インボイス**を交付することができます。

インボイス（適格請求書）

① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

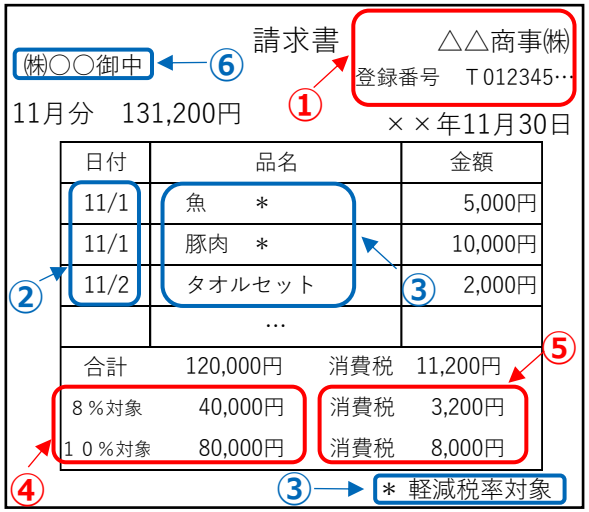

簡易インボイス（適格簡易請求書）

① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

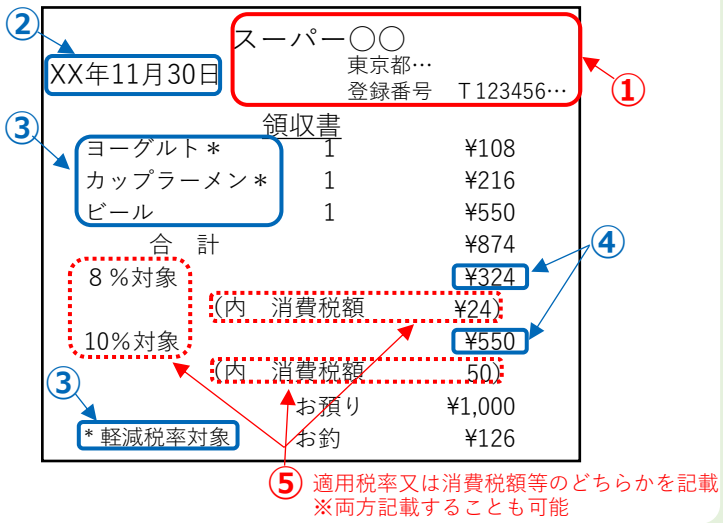

※　⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一のインボイスにつき、税率ごとに１回ずつとなります。

（参考２）仕入明細書による対応

記載に当たっての留意点

Point　仕入明細書等による対応

○　インボイス制度においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。

○　その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

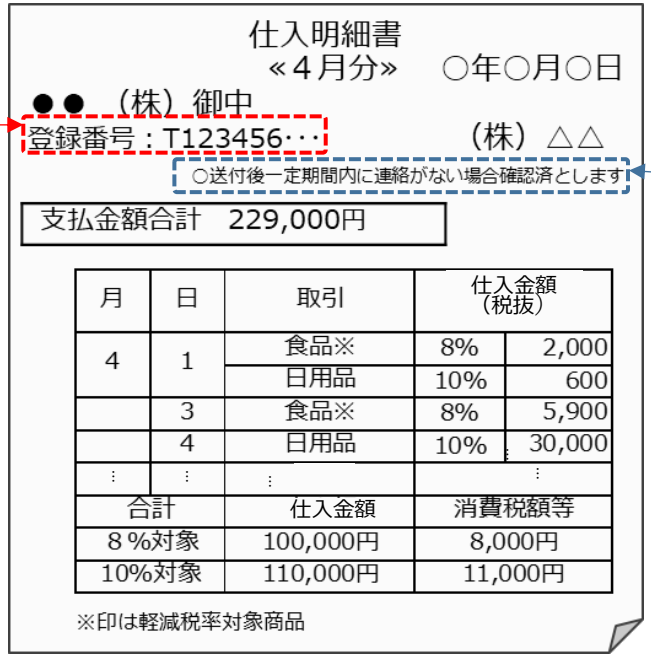

仕入明細書
«４月分»　○年○月○日

●●（株）御中

登録番号：T123456･･･　（株）△△

○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計　229,000円

月	日	取引	仕入金額（税抜）	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
⋮	⋮	⋮		⋮

合計	仕入金額	消費税額等
８%対象	100,000円	8,000円
10%対象	110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】
- 書類上に確認済みの署名等をもらう
- 受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- 電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
③ 課税仕入れを行った年月日
④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

（参考３）インボイス等の電磁的記録による提供

○　インボイス・返還インボイスといった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっています（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能です。

○　仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となります。

○　提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要**となります。

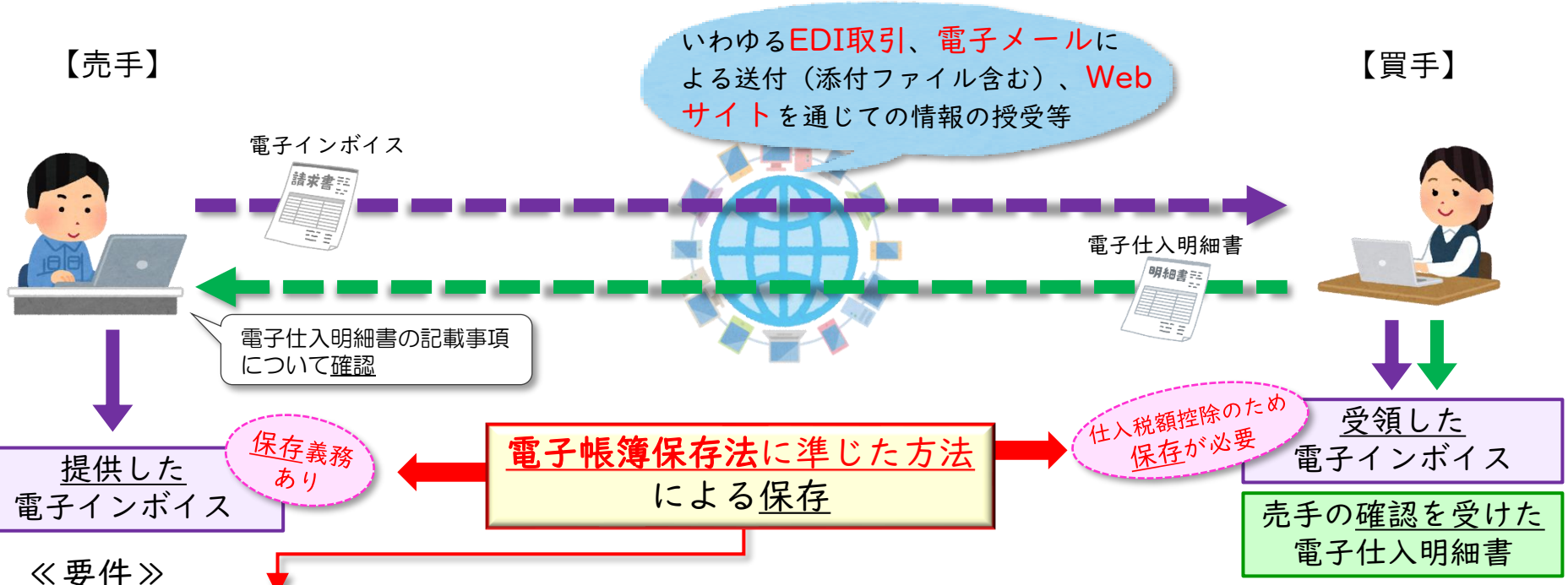

≪要件≫

①　次のいずれかの措置を行う

イ　タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う

ロ　授受後に速やかにタイムスタンプを付す

ハ　データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する

ニ　訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める

②　システム概要書等の備付け

③　操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保

④　検索機能の確保

消費税のみの取扱い

（注）整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められます。

（参考４） 消費税の納税について

納期限（法定納期限）

	確定申告分の納期限（法定納期限）
個人事業者	３月31日（土日の場合は、翌月曜日）
法人事業者	課税期間終了日の翌日から2月以内

▶ 中間申告分の納期限及び振替日について

納付手続

国税の納付については、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）や振替納税などのキャッシュレス納付を是非ご利用ください
※　申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。

▶ 納付手続に関する情報を知りたい方

計画的な納税資金の積立て（予納ダイレクトのご紹介）

「予納ダイレクト」は、①将来に納付が見込まれる国税を、②e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、③指定した期日に**予**（あらかじ）め**納**付できる手続です。

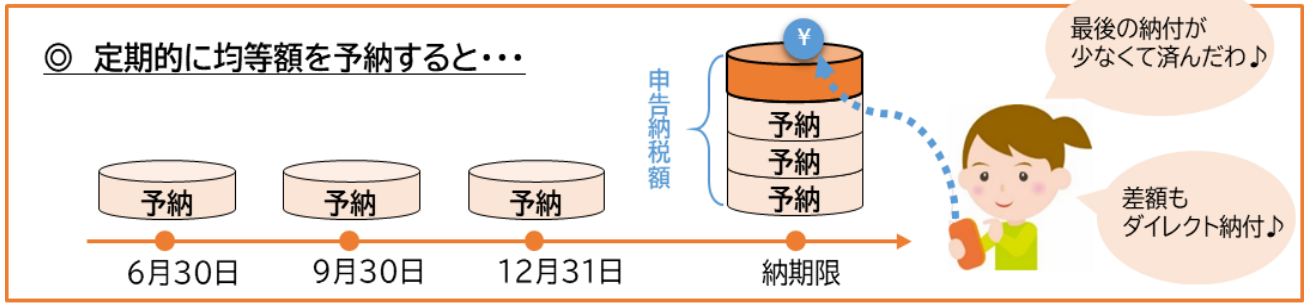

- ✓ **申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減**
- ✓ **延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避**

▶ 計画的な納税（資金の積立て）を検討されている方

納税が困難な方には「猶予制度」があります

納期限までに納税できない事情がある場合は、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

▶ 国税を納期限までに納付することが困難な方